

介護報酬の解釈 **2** 指定基準編 (令和3年4月版) 正誤・追補 1

令和3年10月 社会保険研究所

本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

また、以下の省令、告示等により、本書の内容に一部改正、追加情報がありましたので、追補いたします。

- 令和3年8月16日 厚生労働省令第141号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令【8月26日施行】
- 令和3年8月19日 介護保険最新情報Vol.1004 老発0819第2号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について（通知）
- 令和3年9月14日 厚生労働省告示第336号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準【10月1日適用】
- 令和3年9月14日 介護保険最新情報Vol.1006 老発0914第1号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

頁	該当箇所		訂正前	訂正後	修正対象
8	右欄	上から1行目	令3.3.15告示第73号 【正誤】	令3.3.15厚生労働省告示第73号	第1刷
	左欄	下から16行目	30.3.28老発0328第4号 【正誤】	27.3.10老発0310第2号	
I 居宅サービス等の基準					
1 居宅サービス					
6 居宅療養管理指導					
167	右欄	下から9行目	利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者 【正誤】	利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者	第1刷
11 特定施設入居者生活介護					
363	右欄	下から7行目	第3項 【正誤】	第4項	第1刷
364	右欄	上から11行目	第3項 【正誤】	第4項	
2 地域密着型サービス					
1 地域密着型サービス・総則					
443	左欄	上から21行目	〔改行して追加〕	3.8.16厚生労働省令141（令和3年8月26日施行）	第1刷 第2刷
444	左欄	下から18行目（第1刷） 17行目（第2刷）	五 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第42条第4項、第46条第1項及び第66条の規定による基準	五 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第42条第4項及び第46条第1項の規定による基準	

頁	該当箇所		訂正前	訂正後	修正対象
445	左欄	下から21行目(第1刷) 16行目(第2刷)	七 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第40条の3、第93条第1項及び第2項(居室に係る部分を除く。)、第174条並びに附則第7条の規定による基準	七 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第40条の3、 第66条 、第93条第1項及び第2項(居室に係る部分を除く。)、第174条並びに附則第7条の規定による基準	第1刷 第2刷
6 小規模多機能型居宅介護					
618	左欄	下から7行目	登録定員及び利用定員 ◆ 第66条 〔略〕	登録定員及び利用定員 ◆ 第66条 〔略〕 〔地の網掛けを削除〕	第1刷 第2刷
7 認知症対応型共同生活介護					
664	右欄	下から5行目	〔改行して追加〕 【正誤】	④ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、当該本体事業所が <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> である場合であって、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。	第1刷 第2刷
684	右欄	左欄 下から2行目の右欄	〔揭示の右欄に追加〕 【正誤】	(25) 揭示 ☆一 ㊦ ① 基準第3条の32第1項は、 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u> は、運営規程の概要、 <u>介護従業者</u> の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ <u>介護従業者</u> の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、 <u>介護従業者</u> の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> 内に備え付けることで同条第1項の揭示に代えることができることを規定したものである。	第1刷 第2刷

頁	該当箇所		訂正前	訂正後	修正対象
685	左欄	上から5行目	〔改行して追加〕 【正誤】	2. 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	第1刷 第2刷
694		見出し	令和3年3月15日 【正誤】	令和3年3月16日	第1刷
9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
770	右欄	下から10行目	〔改行して追加〕 【正誤】	第3の七の4の(28)より 〔略〕この場合において、準用される基準第34条第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。	第1刷 第2刷
10 看護小規模多機能型居宅介護					
822	右欄	左欄上から8行目の右欄	〔掲示の右欄に追加〕 【正誤】	(25) 掲示 ☆一 ① 基準第3条の32第1項は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</u> イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護小規模多機能型居宅介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</u> ② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所内に備え付けること</u>で同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。	第1刷 第2刷
	左欄	上から14行目	〔改行して追加〕 【正誤】	2. 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	

頁	該当箇所	訂正前	訂正後	修正対象
3 居宅介護支援				
852	左欄	上から9行目	第十三号の三 【正誤】	第十八号の三 第1刷
	左欄	上から10行目	〔改行して追加〕	※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準 ㊦（令和3年9月14日 厚生労働省告示第336号） 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号において「サービス費」という。）の総額が介護保険法（平成9年法律第123号）第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合100分の70以上 二 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合100分の60以上 第1刷 第2刷
II 施設サービスの基準				
2 介護老人保健施設				
1070	見出し	老計発 【正誤】	老高発	第1刷
III 介護予防サービス等の基準				
2 地域密着型介護予防サービス				
1 地域密着型介護予防サービス・総則				
1330	左欄	上から10行目	〔改行して追加〕	3. 8. 16厚生労働省令141（令和3年8月26日施行） 第1刷 第2刷
1331	左欄	上から3行目	三 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条第4項、第9条第1項及び第47条の規定による基準	三 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条第4項及び第9条第1項の規定による基準
		上から15行目	五 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第73条第1項及び第2項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第7条の規定による基準	五 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第47条、第73条第1項及び第2項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第7条の規定による基準
3 介護予防小規模多機能型居宅介護				
1354	左欄	上から19行目	登録定員及び利用定員 ◆ 第47条 〔略〕	登録定員及び利用定員 ◇ 第47条 〔略〕 〔地の網掛けを削除〕 第1刷 第2刷

※修正対象＝巻末奥付の最終発行年月日を参照ください。

第1刷 令和3年6月30日発行 / 第2刷 令和3年7月30日発行

「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について（通知）

（令和3年8月19日 老発0819第2号 介護保険最新情報vol.1004）

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第141号）が別添「略」のとおり令和3年8月16日に公布され，同月26日より施行することとされたところである。本省令の改正の趣旨及び内容は，下記のとおりであるので，十分御了知の上，関係者，関係団体等に対し，その周知徹底を図るとともに，その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）により改正された介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行に伴い，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）について所要の改正を行うもの。

第2 改正の内容

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第1条第五号〔→444頁〕及び第七号〔→445頁〕を改正し，同基準第66条〔→618頁〕に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員に関する基準について，「従うべき基準」から「標準とすべき基準」に改正する。また，指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第1条第

三号及び第五号〔→1331頁〕を改正し，同基準第47条〔→1354頁〕に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員に関する基準についても，「従うべき基準」から「標準とすべき基準」に改正する。

第3 改正の趣旨

今般の改正は，小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る登録定員及び利用定員に関する基準について市町村が条例を定めるに当たり，これらの事業が小規模でなじみの職員による家庭的なケアを実施するという趣旨に鑑みて登録定員及び利用定員が定められていることを踏まえながら，改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第1条第七号及び改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第1条第五号にそれぞれ規定する「標準とすべき基準」を通常よるべき基準としつつ，合理的な理由がある範囲内で，地域の実情に応じた「標準とすべき基準」と異なる内容を定めることができるとするものである。

なお，市町村が条例を定める当たり，地域の実情に応じて「合理的な理由がある範囲内」について必要な説明や議論等を行っていただくことになるが，一般論としては，小規模でなじみの職員による家庭的なケアを実施するという小規模多機能型居宅介護の事業等の制度趣旨を踏まえて介護保険法令で定員が定められていることを踏まえつつ定員の見直しを行うが，人員に関する基準や設備に関する基準のうち宿泊室の床面積に係るもの等は今般の改正後も引き続き「従うべき基準」であることを踏まえ，サービスの質が担保されること等が考えられる。

第4 施行期日

法の公布日から起算して3月を経過した日（令和3年8月26日）から施行すること。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

（令和3年9月14日 老発0914第1号 介護保険最新情報vol.1006）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）が別添〔略〕のとおり本日告示され、令和3年10月1日から適用することとされたところである。本告示の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 本告示の趣旨

居宅介護支援について、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできる居宅サービス計画の作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入するため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第

38号）において、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の届出等を義務付けることとしたところ、当該厚生労働大臣が定める基準を定めるもの。

第2 本告示の内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準について、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が介護保険法（平成9年法律第123号）第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60以上とするもの。

第3 適用期日

令和3年10月1日

参考 新型コロナウイルス感染症に係る主な指定基準等の臨時的な取扱い

▷「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
(厚生労働省老健局高齢者支援課／認知症施策・地域介護推進課／老人保健課 事務連絡)をもと
に作成

5 ワクチンの接種に関する事項

問 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応によって一時的に不足する場合について、人員配置基準等の取扱いはどのようにするのか。

答 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えない。

また、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合も、柔軟な対応をして差し支えない。

なお、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける際には、同一事業所内では職員の接種日を分散させるなど、利用者の処遇に影響しないよう可能な限り接種日等の調整を行うこと。

(令和3年7月2日 第24報・問1)

問 介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、「第21報」及び「第22報」と同様、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

答 差し支えない。(令和3年7月2日 第24報・問2)

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第21報)」(令和3年5月6日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第22報)」(令和3年5月20日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第24報)」(令和3年7月2日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)について、各事務連絡の適用日以前に生じた事例についても、人員基準等について同様の取扱いとして差し支えないか。

答 差し支えない。(令和3年7月19日 第25報)

<参考>

○第21報〔→1076頁〕の主な内容

老健等における医師が、入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなることを示したものの。

○第22報〔→876頁〕の主な内容

事業所等の看護職員が、自事業所等の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、自事業所等の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなることを示したものの。

○第24報〔左記〕の主な内容

職員が新型コロナワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準や加算の要件を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えないことを示すとともに、第21報及び第22報の取扱いは、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合にも同様の取扱いとして差し支えないことを示したものの。

◆新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、Web医療と介護に掲載しています。

https://info.shaho.co.jp/iryou/trend_type/covid19/